

## 「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 20 年 12 月 12 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>(組入れ資産の売買状況等)</p> <p>第 2 条 規則第 3 条第 1 項第 5 号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10)商品 (投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令第 480 号(以下「政令」という。))第 3 条第 9 号に規定するものをいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(11)先物取引</u> (略)</p> <p><u>(12)オプション取引</u> (略)</p> <p><u>(13)スワップ及び先渡取引</u> (略)</p> <p><u>(14)親投資信託受益証券</u> (略)</p> <p>(派生商品の取引状況等)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項第 6 号に規定する細則で定める区分すべき派生商品の種類は、次に掲げる種類とし、その表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に表示するものとする。</p> <p>(1)先物取引 <u>株式、債券及び商品等</u>に区分し、それぞれの銘柄毎</p> <p>(2)オプション取引 <u>株式、債券及び商品等</u>に区分し、それぞれの銘柄毎、かつコール及びプットの別</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(利害関係人との取引状況等)</p> <p>第 5 条 規則第 3 条第 1 項第 9 号に規定するその他細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p style="text-align: center;">投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(組入れ資産の売買状況等)</p> <p>第 2 条 (同 左)</p> <p>(1)～(9) (同 左)</p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><u>(10)先物取引</u> (同 左)</p> <p><u>(11)オプション取引</u> (同 左)</p> <p><u>(12)スワップ及び先渡取引</u> (同 左)</p> <p><u>(13)親投資信託受益証券</u> (同 左)</p> <p>(派生商品の取引状況)</p> <p>第 3 条 (同 左)</p> <p>(1)先物取引 <u>株式及び債券</u>に区分し、それぞれの銘柄毎</p> <p>(2)オプション取引 <u>株式及び債券</u>に区分し、それぞれの銘柄毎、かつコール及びプットの別</p> <p>第 4 条 (同 左)</p> <p>(利害関係人との取引状況等)</p> <p>第 5 条 (同 左)</p>

改正案	現行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 利害関係人である金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号(以下「金商法」という。))第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。)及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下同じ。)が主幹事となって発行される有価証券の取得状況</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 利害関係人である金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいう。)及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。以下同じ。)が主幹事となって発行される有価証券の取得状況</p> <p>(3)~(4) (同左)</p>
<p>(組入れ資産の明細)</p> <p>第6条 規則第3条第1項第12号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる資産の種類とし、その資産の明細の表示に当たっては、当該各号に定める種類毎に個別銘柄を表示するものとする。</p> <p>(1)~(18) (略)</p> <p><b>(19) 商品</b></p> <p><b>(20) 先物取引</b> (略)</p> <p><b>(21) オプション取引</b> (略)</p> <p><b>(22) 個別株オプション取引</b> (略)</p> <p><b>(23) スワップ及び先渡取引</b></p> <p><b>(24) 親投資信託受益証券</b></p>	<p>(組入れ資産の明細)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(1)~(18) (同左)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(19) 先物取引</b> (同左)</p> <p><b>(20) オプション取引</b> (同左)</p> <p><b>(21) 個別株オプション取引</b> (同左)</p> <p><b>(22) スワップ及び先渡取引</b></p> <p><b>(23) 親投資信託受益証券</b></p>
<p>(投資信託財産の構成)</p> <p>第7条 規則第3条第1項第16号に規定する細則で定める区分すべき資産の種類は、次に掲げる種類とする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p><b>(12) 受益証券発行信託</b></p> <p><b>(13) 商品</b></p> <p><b>(14) 親投資信託受益証券</b></p> <p><b>(15) コール・ローン等、その他</b> )</p>	<p>(投資信託財産の構成)</p> <p>第7条 (同左)</p> <p>(1)~(11) (同左)</p> <p><b>(12) 金銭信託受益権</b></p> <p><b>(新設)</b></p> <p><b>(13) 親投資信託受益証券</b></p> <p><b>(14) コール・ローン等、その他</b></p>
<p>(運用報告書の交付を要しない場合)</p> <p>第8条 規則第10条第1項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる事項とするものとする。</p> <p><b>(1) 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであって、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合</b></p>	<p><b>(新設)</b></p>

改正案	現行
<p>(2) 受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であって、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があった場合を除く。）</p> <p>(3) 政令第12条第1号及び第2号に規定する上場投資信託（以下「上場投資信託」という。）であって、かつ受益証券が金融商品取引所に上場されている場合（受益証券が金商法第2条第33項に規定する特定上場有価証券である場合を除く。）</p> <p>(4) MRF（MMF等の運営に関する規則第1条に規定するものをいい、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年府令第129号）第25条第2号の規定をみたく公社債投資信託）</p> <p>(5) 金商法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券であって、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金商法第27条の32第1項に規定する発行者情報として同項又は同条第2項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）</p>	
<p>（取りまとめ交付の受益者確認）</p> <p><b>第9条</b> 規則第10条第2項第2号に規定する細則で定める確認方法は、受益者に決算期又は作成期毎の交付若しくは取りまとめ交付のいずれかを選択させる方法とする。この場合において、取りまとめ交付は、3ヵ月毎の交付を原則とし、4ヵ月以上12ヵ月以内の交付期間については投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成12年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）の判断により設けることができるものとする。</p>	<p>（取りまとめ交付の受益者確認）</p> <p><b>第8条</b> 規則第10条第3項第2号に規定する細則で定める確認方法は、受益者に決算期又は作成期毎の交付若しくは取りまとめ交付のいずれかを選択させる方法とする。この場合において、取りまとめ交付は、3ヵ月毎の交付を原則とし、4ヵ月以上12ヵ月以内の交付期間については投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（平成12年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）の判断により設けることができるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同左)</p>
<p><b>第10条</b> (略)</p>	<p><b>第9条</b> (同左)</p>
<p><b>第11条</b> (略)</p>	<p><b>第10条</b> (同左)</p>
<p><b>第11条の2</b> (略)</p>	<p><b>第10条の2</b> (同左)</p>
<p>（任意開示対象投資信託）</p> <p><b>第12条</b> 規則第20条に規定する細則で定める投資信託は、次に掲げる投資信託とする。</p>	<p>（任意開示対象投資信託）</p> <p><b>第11条</b> (同左)</p>

改正案		現行	
(1) 私募の投資信託		(1)	(同左)
(2) <u>上場投資信託</u>		(2) <u>ETF</u>	
(3) ~ (10)	(略)	(3) ~ (10)	(同左)
<u>第13条</u>	(略)	<u>第12条</u>	(同左)
<u>第14条</u>	(略)	<u>第13条</u>	(同左)
<p>附 則 この改正は、平成 年 月 日より実施する。</p>			